

宮城県県立学校施設整備計画

令和3年3月（令和8年3月更新）

宮城県教育庁施設整備課

宮城県県立学校施設整備計画

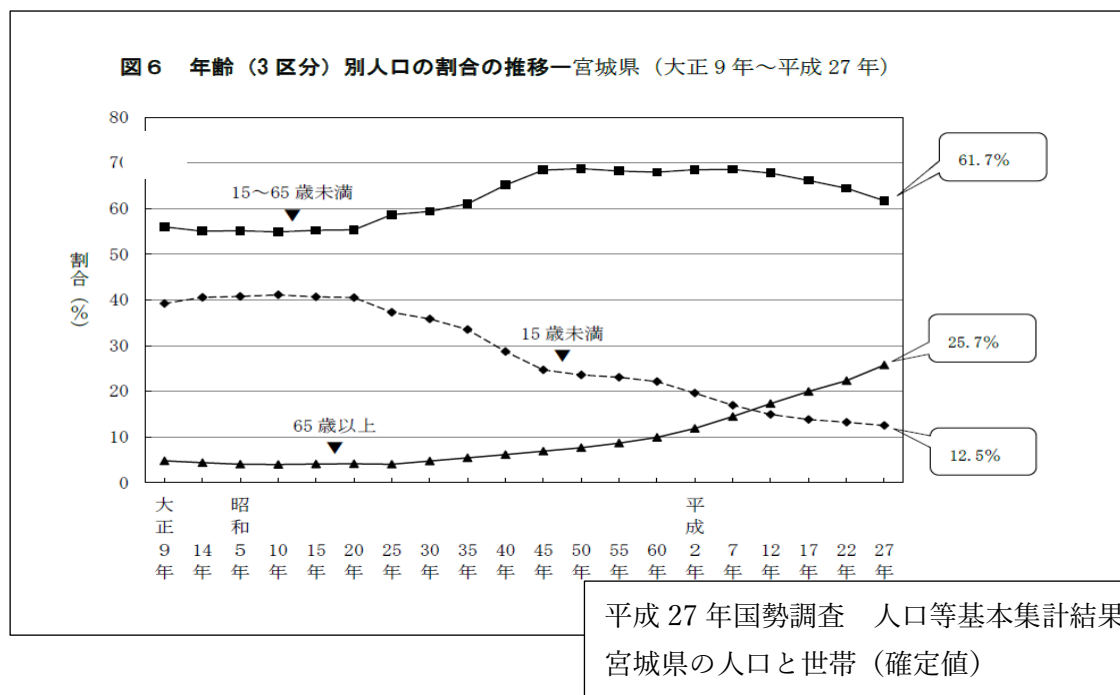
1. 策定の趣旨

社会及び経済情勢の変化に伴い、全国的に少子化傾向が進む中であって、本県においても児童生徒数の減少がみられ、統廃合や学級数の減など小規模化が進行している学校もある。本県の県立学校施設は、その多くが 1970 年代の第 2 次ベビーブームに合わせ、1981 年から 1985 年に建築されており、改築の目安としてきた 50 年を間近に控えた学校が 4 割近くあり、校舎等の老朽化対策が大きな課題となっている。

施設の経年劣化は、安全面・機能面での不具合を引き起こすだけでなく、児童生徒の安全を確保することに加え、地元市町村の避難所となっている施設もあり、地域の防災機能強化の観点からも、老朽化対策に取り組む必要がある。

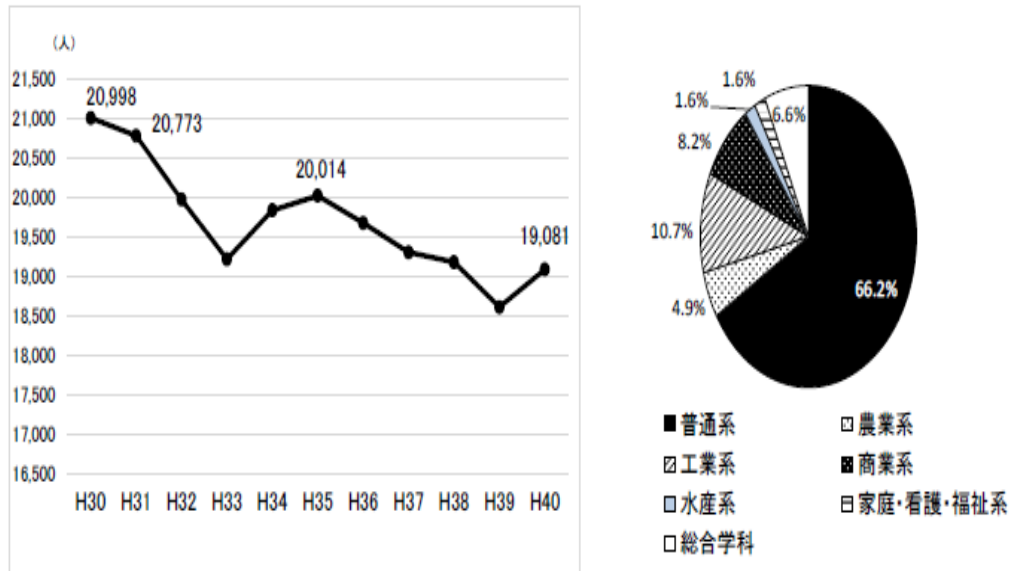
本計画は、今後、学校施設の改築や大規模な改修等が集中することが想定される中、安全・安心かつ良好な学習環境の確保を目的として、学校施設整備に当たっての基本的な考え方を示すために策定するものである。

また、改正・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「改正バリアフリー法」という。）が令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなっており、県立学校施設の更なるバリアフリー化を推進するため、整備に当たっての考え方についても本計画に盛り込むこととする。



〈本県の中学校卒業生数の推移と学科別の公立高校定員の構成比（平成30年度）〉

【データ：（左）「学校基本調査（文部科学省）」より作成（H30は実数，以降は推計値），（右）教育庁調べ】

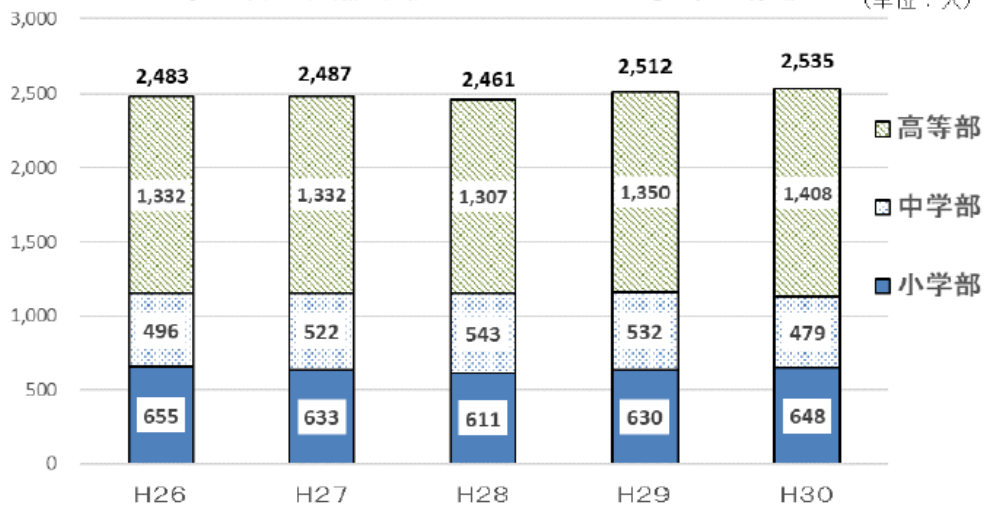


注) 各年3月末卒業生，中等教育学校（前期課程）修了者を含む。

第3期県立高校将来構想より

県内特別支援学校における児童生徒数の推移

(単位: 人)

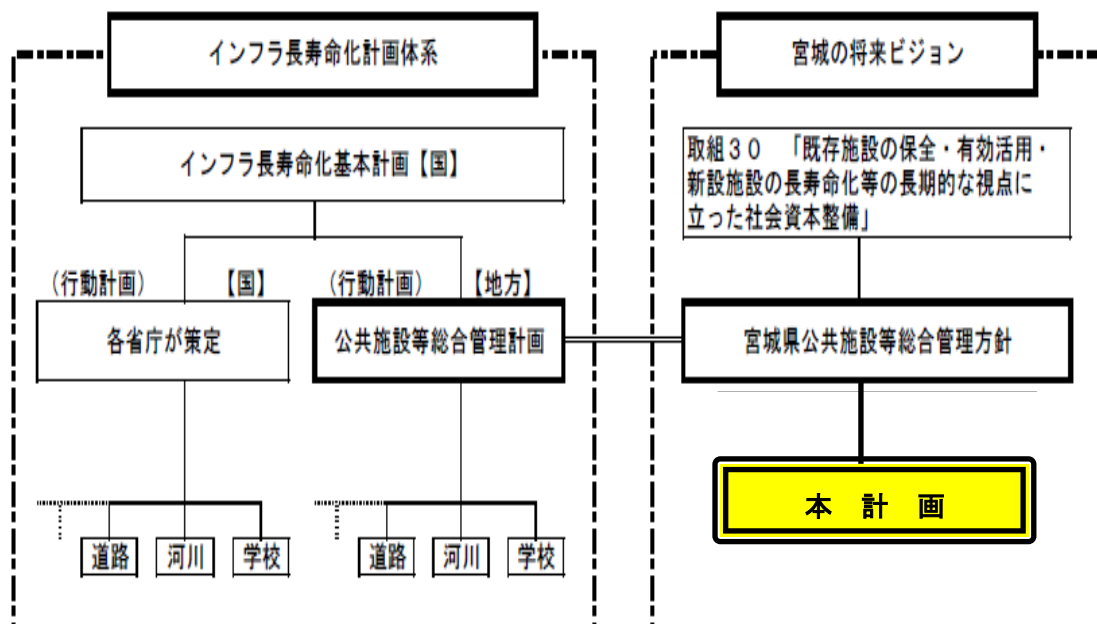


宮城県特別支援教育将来構想実施計画（後期）より

2. 基本体系

本県では、国のインフラ長寿命化計画の体系における「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に位置づけられる個別施設計画として「宮城県公共施設等総合管理方針」が平成28年7月に策定された。

本計画は当該方針を上位計画とし、学校施設整備の方針を示す計画となるものである。



3. 計画期間

本県の県立学校施設の整備については、新・みやぎ財政運営戦略に基づく個別管理事業の枠組みの中で行われており、次年度当初予算要求の前に、毎年度、財政担当部局と協議を行っている。

本計画の期間としては、令和3年度から令和12年度までの10年間とするが、事業の実施に当たっては、学校施設の現状、緊急性、学校管理者からの要望やヒアリング、財政担当部局との協議等を踏まえ、毎年、見直しを行うものとする。

4. 対象施設

本計画の対象施設は、次のとおりとする。

県立高校 71校（本校68校、分校3校）

県立中学校 2校

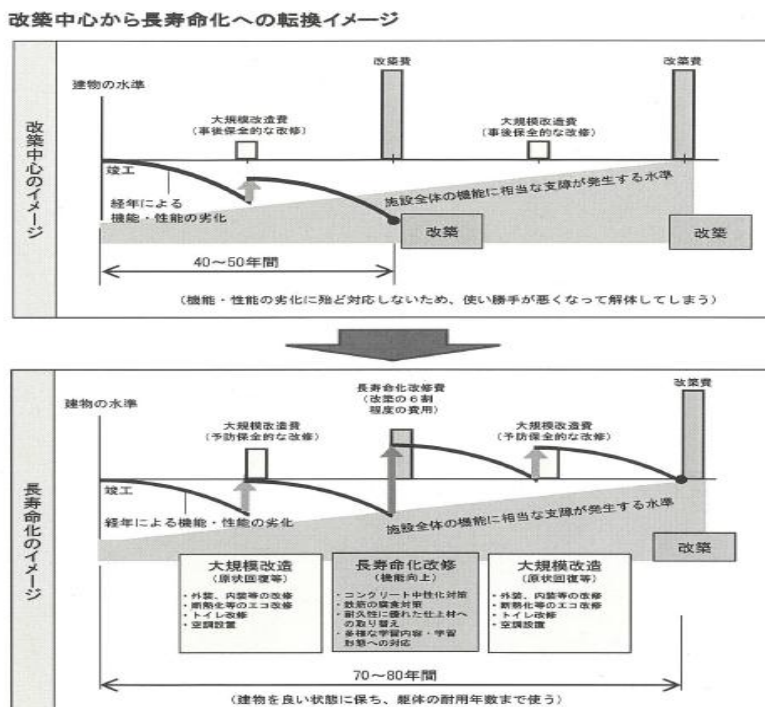
県立特別支援学校 27校（本校21校、分校等6校）

※閉校した校舎等は対象としない。

※市より校舎等を借用している学校については、原則として本計画の対象としない。

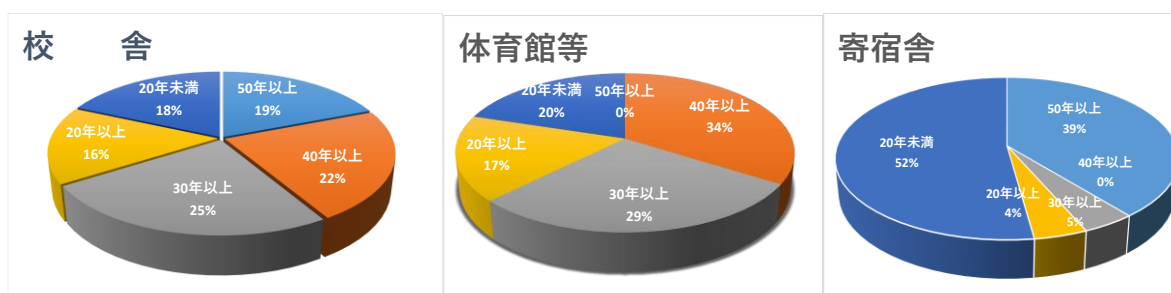
5. 目指すべき姿

これまでの改築中心の考えから、現在ある施設等を計画的に改修し、長期的に活用していく長寿命化への転換、事後保全から予防保全への転換を図り、更なる安全・安心な教育環境を目指す。



6. 学校施設の実態

学校施設の建築経過年数をみると、築後40年以上経過しているものが、校舎では41%、体育館等で34%、寄宿舍で39%となっており、改築の目安としてきた50年前後の建物が多くなっている。



7. 学校施設整備の基本的な考え方

(1) 修繕・改修時期

修繕・改修時期の目安は下記のとおりとし、事業実施の判断に当たっては、建築年数だけではなく、学校の施設整備計画ヒアリングや、各種法令等に基づく点検結果のほか、県立高校将来構想、宮城県特別支援教育将来構想などを踏まえ、総合的に検討する。

①校舎改築事業

- ・長寿命化改修済みの施設 80年
- ・大規模改造済みの施設 65年
- ・未改修の施設 50年

②屋内運動場改築事業

- ・大規模改造済みの施設 65年
- ・未改修の施設 50年

③校舎長寿命化改修事業、屋内運動場大規模改造事業 40年

④校舎中規模改修事業 20年、60年

⑤小規模改修事業 所要額1千万円以上の局所的な改修事業で、実態を踏まえ必要に応じて実施

⑥既設校舎環境整備事業 所要額1千万円未満の改修事業で、学校現場の要望に基づき、緊急性、必要性を見極め、優先順位を付けて実施

8. 施設整備水準

【安全面】 経年劣化による外壁等の落下や、鉄筋の腐食、コンクリートの劣化による構造体としての強度の低下など、危険が生じないように配慮する。

また、擁壁のひび割れやはらみ出し等の変状、法面の崩落未然防止のための対策工事の実施など、危険が生じないように配慮する。

【機能面】 障がいをもった方も利用しやすいエレベーターや多機能トイレの整備等、バリアフリー化への対応を踏まえた機能的な施設づくりに配慮する。

【環境面】 「新しい生活様式」を踏まえた空調設備の設置やトイレの洋式化、照明器具のLEDへの改修など環境面に配慮する。

9. 「新しい生活様式」を踏まえた環境整備等

(1) 空調設備の設置

県立高校への空調設備の設置については、これまで、全校の保健室に整備したほか、各高校からの要望を踏まえ、図書室や音楽室等の特別教室などに優先順位を付けて計画的に整備を進めてきた。

令和2年度から県立高校普通教室への設置工事を進めており、令和3年度までに全

ての学校で整備を完了している。

なお、特別教室については、利用形態や頻度を踏まえつつ、各学校の意向も十分に確認しながら、整備を進めていくこととする。

また、特別支援学校においては、避難所に指定されている体育館への空調設置を対象とした交付金制度が創設されたことから、この交付金を活用し整備していく。

これら空調設備は、将来、ほぼ同時期に更新を迎えることから、設置に係る初期投資を抑えるとともに、予算の平準化を図るためにも、更新に当たっては、リース方式やPFI方式なども検討する必要がある。

(2) トイレの洋式化

蓋のある洋式トイレは、感染症予防の観点から和式トイレと比べ飛沫拡散防止に一定の効果があるとされており、良好な学習環境を整備するため、トイレの洋式化を進めているところである。

現在、校舎等の改築を行う予定の学校は、原則として洋式トイレとしているが、改築等が予定されていない学校については、「新しい生活様式」を踏まえ、快適な学習環境となるよう、整備を行っている。

洋式化率については、学校に現存する大便器全数に対する洋便器数の割合で算出してきたが、中には、建設当時と比べて生徒数が大きく減少している学校も存在する。

このことから、県立高校及び県立中学校については、職員・生徒数や設置場所等を基に拾い上げた「適正便器数」をベースとした計画で整備することにより、過大な整備を防ぐことができる。

ただし、県立特別支援学校については、児童生徒数が増加傾向にあることから、適正便器数の考えを採用しないこととする。

① 洋式化の現状

令和7年3月31日現在の洋式化率は、便器全数に対して、全体で66%となっている。なお、適正便器数に対する洋式化率は、全体で76%となる。

便器全数に対する洋式化率

(令和7年3月31日現在)

	県立高校				県立中学校				県立特別支援学校				合計			
	全数	洋式	和式	洋式化率	全数	洋式	和式	洋式化率	全数	洋式	和式	洋式化率	全数	洋式	和式	洋式化率
R6年度末	4,967	2,836	2,131	57%	29	22	7	76%	1,184	1,062	122	90%	6,180	3,920	2,260	63%
R6実績	△14	180	△194		0	0	0		0	0	0		△14	180	△194	
R6年度末	4,953	3,016	1,937	61%	29	22	7	76%	1,184	1,062	122	90%	6,166	4,100	2,066	66%

適正便器数(洋式)に対する洋式化率

(令和7年3月31日現在)

	県立高校			県立中学校			県立特別支援学校			合計		
	適正数	洋式	洋式化率	適正数	洋式	洋式化率	適正数	洋式	洋式化率	適正数	洋式	洋式化率
R6年度末	3,666	2,612	71%	25	22	88%	1,184	1,062	90%	4,875	3,696	76%

※1 改築校及び統合校、並びに市より校舎全体の使用許可等を受けている学校を除く。

※2 県立特別支援学校は、児童数が増加傾向にあることから、適正便器数の考えを採用しない。

② 整備目標

整備目標は、適正便器数に基づく整備数とし、改築校や統合校等を除き、令和12年度までに概ね100%となるよう計画的に整備を行う。

(令和3年3月31日現在)

令和6年度末	全便器数①	適正便器数②	洋式便器数③	全便器数に対する洋式化率 (③/①)	適正便器数に対する洋式化率 (③/②)	令和10年度末	全便器数①	適正便器数②	洋式便器数③	全便器数に対する洋式化率 (③/①)	適正便器数に対する洋式化率 (③/②)
県立高校	5,004	3,667	3,445	69%	94%	県立高校	5,004	3,667	3,667	73%	100%
県立中学校	29	25	25	86%	100%	県立中学校	29	25	25	86%	100%
県立特別支援学校	971	964	916	94%	95%	県立特別支援学校	971	964	964	99%	100%
計	6,004	4,656	4,386	73%	94%	計	6,004	4,656	4,656	78%	100%

③ 整備計画（優先順位）の考え方

「適正便器数に基づく洋式化率の低い学校」、「女子トイレにおける洋便器1器当たりの使用人数が多い学校」を優先に整備していく。

また、学校では次のような意見・考えもあることから、設計等の打ち合わせを綿密に行い、整備を進めることとする。

- ・洋式トイレの数を一つでも多くしたい。
- ・生徒数が減ってきているので、1個当たりのスペースを広くしたい。
- ・他人の座った便器座りたくないという生徒もいる。
- ・生活指導のため、最低1器和式便器を残したい。

(3) 照明器具のLED化

LEDは、蛍光灯に比べ寿命が長く、消費電力も蛍光灯の約30%と低く抑えられることから、省エネやコストの削減が図られる。

県立学校施設では、改築時にLED照明に切り替えているが、改修が進んでいない状況にある。空調設備の更新と同様に予算の平準化と改修の加速化を図るため、LED照明についてはリース方式を採用しながら、令和12年度を目標に整備する。

10. バリアフリー化の推進

県立学校施設のバリアフリー化については、校舎の改築に合わせて、対策工事を行ってきたところであるが、改正バリアフリー法の趣旨を踏まえ、整備の加速化を図るため、優先的に整備を進めていくこととする。

(1) エレベーターの設置

県立高校については、現在、43校において整備済みで、整備率は63%となっている。

未整備の25校のうち、改築中の学校や統合が予定されている学校を除く21校については、各学校の状況を踏まえながら順次整備を進めていく。

なお、県立高校と同一建物に設置されている県立中学校は全校で設置済み。県立特別支援学校では、平家建の1校を除き全校で設置済みとなっている。

エレベーター

(R8.3.31現在)

	学校数	整備済み校	整備率
県立高校	68校	43校	63%
県立中学校	2校	2校	100%
県立特別支援学校	19校	18校	100%
合計	89校	63校	71%

※高校と同一建物に設置

※1校は平屋建のため設置してい

(2) 多機能トイレの設置

県立高校については、現在、66校において整備済みで、整備率は97%となっている。未整備の2校については、計画的に整備できるよう務めていく。

なお、県立中学校及び県立特別支援学校は全校で設置済みとなっている。

多機能トイレ

(R8.3.31現在)

	学校数	整備済み校	整備率
県立高校	68校	66校	97%
県立中学校	2校	2校	100%
県立特別支援学校	19校	19校	100%
合計	89校	87校	98%

※高校と同一建物に設置

(3) スロープの設置

県立高校については、現在、65校において整備済みで、整備率は96%となっている。未整備の3校については、計画的に整備できるよう務めていく。

なお、県立中学校及び県立特別支援学校は全校で設置済みとなっている。

外部スロープ

(R8.3.31現在)

	学校数	整備済み校	整備率
県立高校	68校	65校	96%
県立中学校	2校	2校	100%
県立特別支援学校	19校	19校	100%
合計	89校	86校	97%

※高校と同一建物に設置

1.1. 推進体制等

本計画に基づく事業を効率的・効果的に実施していくためには、学校施設の日常的な点検を行う学校管理者、学校の全体的な構想等を担う庁内関係課、工事を担う土木部関係課との連携を図りながら、限られた予算の中での適時・適切な維持補修、改築等の対策工事

を実施できるよう取組を進めていく。

また、教育を取り巻く諸情勢の変化などを考慮し、必要に応じて計画の見直しを行いながら適切に事業を進めていく。